

副業に必要な資格を取得するための講習受講費を支援します

目的

農業者が、経営安定を図るとともに、建設業や運送業等の労働力不足に伴う地域課題の解決を図るために、建設業や運送業等の他産業へ副業するために必要となる資格を取得するための講習を受講する経費の一部を補助します。

事業実施主体

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) 農業経営士
- (4) 青年農業者



補助対象となる経費

事業実施主体（構成員を含む。）及び事業実施主体に常時雇用(※)されている労働者が、副業に必要な次に掲げる資格を取得するための講習を受講するのに要する経費。ただし、免許取得に係る試験手数料等は除きます。

- (1) 大型自動車免許
- (2) 大型特殊自動車免許
- (3) 車両系建設機械運転資格
- (4) 普通自動車第二種免許
- (5) フォークリフト運転資格
- (6) その他知事が必要と認める資格



※「常時雇用」とは、期間の定めがない雇用又は7か月以上の期間を定めて雇用していることをいいます。

上記に記載している資格以外でも対象とできる場合がありますので、お問合せください。

補助率及び補助上限額

3分の1以内（上限額10万円）

活用できる事例

- ・地域の除雪作業のオペレーターが不足しているので、農業者が冬期の間副業として除雪作業のオペレーターとして就業するために必要となる資格を取得する。
- ・大型トラック運転手の人手不足を補うため、農業者が副業として一定期間運送会社でトラックドライバーとして就業するために必要となる免許を取得する。
- ・地域のタクシーのドライバーが不足しているので、農業法人の従業員が副業としてタクシー会社に就業するために、タクシードライバーに必要な免許を取得する。 など



事業計画書の提出先及び事業の流れ

事業計画書及び必要書類を青森県農林水産部構造政策課（青森県庁北棟5階）へ持参又は郵送で提出してください。（下記問合せ先に記載しているEmail宛てへの提出も可）応募締切後、事業採択の可否をお知らせしますので、採択になった場合は、補助金の交付申請等の手続きを進めることとなります。

- (1) 事業計画書の応募（事業者→県） ⇒ 事業採択可否の通知（県→事業者）
- (2) 交付申請書提出（事業者→県） ⇒ 補助金交付決定（県→事業者）
- (3) 事業実施（事業者） ⇒ 実績報告、成果報告（事業者→県）

事業計画書の応募締切

3回の期間に分けて受付します。（予算上限に達し次第終了します。）

- 第1回 令和6年10月31日（木）**
- 第2回 令和6年11月22日（金）**
- 第3回 令和6年12月13日（金）**

※応募に必要な事業計画書の様式は県のHPに掲載しています。

成果報告

当該事業は、農業者が地域課題の解決に向けて副業を行うために必要となる資格取得を支援するものです。

したがって、事業計画において、地域における課題（例えば除雪オペレーターが不足しているなど）の解決に向けて行う副業の業務内容、就業予定先について計画していただき、実際に副業として就業した結果を2年間成果報告としてご報告いただくこととなります。

※2年間で計画した就業日数に達していなかった場合は、翌年度以降も達成状況を報告いただく等、追加的な作業が発生する場合があります。

留意事項

- ・ 資格取得に係る講習受講は補助金交付決定後に着手することが必要です。
- ・ 講習受講後、取得した資格を活用し、翌年度までの2年間で20日間以上副業として就業することが必要です。
- ・ 1つの事業実施主体あたり、10万円が上限額です。

問合せ先

青森県 農林水産部 構造政策課 担い手育成グループ

住所：〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

電話：017-734-9463 Email：ninaiteikusei@pref.aomori.lg.jp